

7ス庁第715号
令和7年6月20日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人レクリエーション協会
公益財団法人日本パラスポーツ協会
公益社団法人全国スポーツ推進委員連合
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益社団法人全国大学体育連合
一般社団法人大学スポーツ協会
総合型地域スポーツクラブ全国協議会
公益財団法人スポーツ安全協会
公益財団法人日本スポーツ施設協会

御中

スポーツ庁次長 寺 門 成 真

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、第217回国会（常会）において「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第71号）（以下「改正法」という。）が成立し、令和7年6月20日に公布され、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなりました。

平成23年にスポーツ基本法が制定されてから約14年が経過し、この間、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化し、スポーツの価値や社会的役割の重要性もより一層高まっております。

今回公布された改正法は、健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、スポーツ権の実質

化を図り、ウェルビーイングといった多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現を図るための所要の改正を行うものです。

文部科学省においては、今後、改正法に基づき、次期スポーツ基本計画の策定をはじめとして、スポーツに関する施策の一層の推進を図っていく予定です。

各団体におかれては、改正法の意義を御理解の上、スポーツのさらなる推進に主体的に取り組んでいただくとともに、次期スポーツ基本計画の策定等に当たって格別の御協力を賜るようお願いいたします。

また、新たに、団体の運営基盤を強化し健全な運営の確保に努めること（法第5条第2項関係）、スポーツの振興のための事業活動に寄与する情報通信技術の活用に努めること（法第16条の2第3項関係）、発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保に努めること（法第16条の3関係）、高等学校等の生徒のスポーツの推進に努めること（法第17条の3関係）、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実にあたって、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として国及び地方公共団体と連携を行うよう努めること（法第24条の2関係）、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないように努めること（法第29条第2項関係）、団体の運営の公正性及び透明性の確保に努めること（法第29条の5第2項関係）等が規定されていることについて、格段の御配慮をお願いいたします。

さらに、所属のスポーツ選手、スポーツの指導者等の関係者や傘下の関係団体等に対しても、この旨周知くださるようお願いいたします。

なお、関係する政令の制定及び改正と併せて、上記を含むこの法律等の施行に当たって留意すべき事項については、追って通知する予定ですので、予め御承知おき願います。

【添付資料】

- 別添1 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）
- 別添2 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（条文）
- 別添3 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（新旧対照表）